木質バイオマス認定事業者セミナー2021 (概要報告)



1. 目 的 : 平成 24 年 7 月より「再生可能エネルギーの固定買取制度」(FIT 制度) が施行され、

本会では林野庁ガイドラインに準拠し「自主行動規範」、「事業者認定実施要領」を定め、「関連組合員」の業務円滑化に対応してきた。事業者認定制度発足から 9 年が経過し、認定事業者数も県内東部地区を主体に増加傾向にある中、制度運用実務者である認定事業者の責

務を再確認し、認定制度の的確運用を目指す。

2. 開催日&会場: 今和3年11月30日(火)富士市柳島189-8「ふじさんめっせ」会議室兼小展示場

3. 参加者 : 合計 59 名 (うち認定事業者 54 名)

4. 内容:

●主催者挨拶 : 静岡県木材協同組合連合会 事務局

新型コロナウイルスやウッドショックの影響により事業に様々な影響を受ける中、「木質バイオマスの事業は既存事業に影響を及ぼさない範囲で運営をする」という原則から外れる原木調達の話も聞かれる。木質バイオマスの運営には「再エネ発電賦課金」として、最終消費者に負担を求めているため、これを念頭に置き、各々認定事業者としての自覚を持って、適正な運営に努める必要がある。

「(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会」の専門調査員を講師として招聘し、講義 していただく。当セミナーで初心に帰り、的確運用に努める機会にしていただきたい。

●講 座 :「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について 講師 / (一社)日本木質バイオマスエネルギー協会 専門調査員 大久保敏宏 氏

- ①「FIT 制度」および「木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について
 - ・供給事業者による「証明書の連鎖」が適切になされることが重要であるが、証明書を取得していないにもかかわらず発電所に対して証明書の添付をしていたため、事業者が認定取消となり、発電所に対しても差額を返金する事態に発展した事例があった。ガイドラインの不的確な運用は訴訟に及ぶ可能性もあるため、厳格な運用が求められる。
 - FIT 制度により、木質バイオマス燃料はその由来によって「間伐材等由来の木質バイオマス(未利用木材)」、「一般木質バイオマス」、「建設資材廃棄物」の3つに区分され「固定価格」で買い取りされ、最終的に、エンドユーザーが「再生エネルギー賦課金」として負担する仕組みとなっている。
 - 再生可能エネルギーの普及に伴い賦課金も増えているため、近年は適正な運用について 国民の見る目が厳しくなっている。

② ガイドライン運用に関する基本事項

- 事業者認定の注意点として、「運搬のみを担う事業者」、「法令による伐採の手続きが不要な立木」、「木の駅プロジェクトや自伐林家」について説明された。
- 証明書発行の注意点として、「分別管理を行う事業者が証明書を発行する」、「認定団体より認定を受けた事業者のみが証明書の発行が可能」、「納入毎に証明が必要」、「確認書類と証明書発行者が異なる場合は両者の関係を示す書類が必要」であることが説明された。
- ・由来ごとにまとめる「分別管理の重要性」が説明され、「素材生産事業者」、「チップ等加工事業者」における「好事例」が紹介された。

③ ガイドラインに関するクイズ

①「証明書発行のタイミング」、②「未利用材のみの場合の分別管理方法」、③「運送業者(委託)に係る事業者認定の必要性の有無」、④「保安林の調達区分」、⑤「間伐材の調達区分」の5 問が出題され、正解について解説があった。

認定事業者は、不明な点があった場合は、日本木質バイオマスエネルギー協会(HP 問合せフォームおよびメール)、または認定団体である県木連に照会をとるよう説明された。

④ 総務省行政評価について

• 2017年に総務省が実施した「行政評価・監視」では、「証明書を適切に入手・作成していない」事案が多数指摘された。このような事案は、最悪の場合、行政処分により発電所が差額の返還を求められ、訴訟による損害賠償が求められる可能性がある。

⑤「よくあるご質問」について

「よくあるご質問」について、重複している部分を割愛しつつ、下記2点の解説があった。

証明書に最低記載すべき項目基本的に、ガイドラインに示す「証明書のひな型」に基づき作成すれば問題ない。特に、伐採段階では、出材された場所がわかる書類(伐採届など)を添付するよう留意する。

・災害被災木の取扱いについて 台風等により発生した風倒木や流木などは、イレギュラー対応となるため協会 HP に 公開されている手引きの確認が必要である。

⑥ 質疑応答について

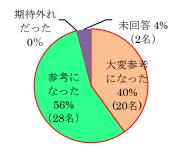
Q:運搬にかかわる木質パレットは、どの区分に分類されるか?

A:生産段階から証明が必要なため証明方法に工夫が必要ではあるが、証明ができれば一般 木質バイオマスに含まれる。証明ができない場合は、「建設資材廃棄物」に区分される。

5. アンケート: 回収数 50名(対象 54名、回収率 92.6%)

≪研修会に対する意見等≫

とても分かりやすかった。(質問については、会場にて個別に回答済み)



6. 記録画像:







